

【JR白石駅自由通路で使用する電力(告示番号第3386号)に関する質問及び回答】

No.	質問日	質問事項	回答
1	7月4日	<p>①内訳書のエクセルデータをいただけますか。</p> <p>②契約期間中に建替や増築、トランス増量、受電設備および引込位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事予定がございましたら、対象施設と工事内容を教えてください。</p> <p>③一般送電事業者が値上げの際、契約単価の見直しについて協議に応じて頂けますか。</p> <p>④請求書はWEBからのダウンロードにてご対応いただけますか。</p> <p>⑤検針結果は請求書の内訳をもって検針票に変えさせていただいております。その旨ご了承頂けますか。</p> <p>⑥(計量日)条文を以下に変更または追加頂くことは可能でしょうか。『計量は毎月1日午前0:00に行う。』</p>	<p>①エクセルデータを当該ホームページに追加でアップいたしました。</p> <p>②ありません。</p> <p>③単に一般送電事業者が料金を値上げしたことをもって契約単価の見直しはできませんが、その他経済事情の変化等により契約単価が不相当となったときは、双方協議のうえ、契約書第12条に基づき、契約単価の改訂は可能です。</p> <p>④WEBからのダウンロードでは対応できませんので、紙の請求書に代表者印を押印して提出してください。なお、請求書の印影等について特例を認められている場合は、その特例に従って紙で請求書を提出してください。</p> <p>⑤検針結果の内容が請求書の内訳に記載されていれば問題ありません。</p> <p>⑥契約書の内容については変更、追加はできません。契約書第9条で計量日時は発注者と受注者が協議のうえ各月ごとに定めるものとしています。</p>